

信用保証料分割支払承認依頼書

福島県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

住 所

依頼人

氏 名



私(当社)は、このたび当座貸越根保証にかかわる以下の申込を行うにあたり、貴協会に対し支払うことになる信用保証料を以下の貴協会所定の分割支払回数割合表により分割支払したいので依頼します。

- 信用保証委託申込書による保証申込(【分割支払回数割合表(表1)】を適用)
- 保証条件変更申込書による根保証変更申込(【分割支払回数割合表(表1)】を適用)
- 保証条件変更申込書による期間延長返済方法変更申込(【分割支払回数割合表(表2)】を適用)

第1回目の信用保証料の支払期日は、上記1の場合は当座貸越契約締結日、それ以外の場合は変更契約日とし、第2回目以降は、当座貸越契約締結金融機関の承認を得て私(当社)の預金口座から当該金融機関所定の方法により、所定の期日に支払います。但し、当座貸越契約について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に支払います。

なお、当座貸越契約について、新たな保証条件の変更を行ったときは、本依頼にもとづき承認された支払方法に関わらず、新たに決定された支払方法により支払います。

【分割支払回数割合表(表1)】

【分割支払回数割合表(表2)】

| 保証料計算期間 | 支払回数 | 第1回 | 第2回 |
|---------|------|-------|----------|
| | | 表記の期日 | 基準日の満1年後 |
| 1年超2年以下 | 2回 | 50% | 50% |

| 保証料計算期間 | 支払回数 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 | 第9回 | 第10回 |
|-----------|------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 表記の期日 | 基準日の満1年後 | 基準日の満2年後 | 基準日の満3年後 | 基準日の満4年後 | 基準日の満5年後 | 基準日の満6年後 | 基準日の満7年後 | 基準日の満8年後 | 基準日の満9年後 |
| 2年超4年以下 | 2回 | 75% | 25% | -% | -% | -% | -% | -% | -% | -% | -% |
| 4年超6年以下 | 3回 | 60 | 30 | 10 | - | - | - | - | - | - | - |
| 6年超8年以下 | 4回 | 45 | 35 | 15 | 5 | - | - | - | - | - | - |
| 8年超10年以下 | 5回 | 35 | 30 | 20 | 10 | 5 | - | - | - | - | - |
| 10年超12年以下 | 6回 | 30 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | - | - | - | - |
| 12年超14年以下 | 7回 | 25 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 5 | - | - | - |
| 14年超16年以下 | 8回 | 20 | 20 | 15 | 15 | 10 | 10 | 5 | 5 | - | - |
| 16年超18年以下 | 9回 | 20 | 20 | 15 | 15 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 | - |
| 18年超 | 10回 | 20 | 20 | 15 | 15 | 10 | 5 | 5 | 5 | 3 | 2 |

■ 注意事項 ■

- お申込みに際し信用保証料の分割支払をご希望の場合は、すでに分割支払を承認されていてもあらためて本依頼書をご提出ください。なお、保証制度や保証料計算期間等の理由により、ご希望に添えない場合があります。
- 第2回目以降の支払期日の基準日は、上記1. または2. の場合は当座貸越契約(変更契約)締結日、上記3. の場合は条件変更決定日となります。
- 保証料総額および支払方法等について、依頼人には「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」または「保証条件変更決定のお知らせ(お客様用)」、金融機関には「信用保証料送金のご依頼」に表示します。
- ③の書面を発行後は、分割支払から一括支払への変更のみお取扱いします。

信用保証料分割徴収承認申請書

福島県信用保証協会 御中

平成 年 月 日

住 所

金融機関



上記依頼人にかかる信用保証料を分割徴収することを承認ください。承認の上は、第1回目の信用保証料は、上記1. の場合は当座貸越契約締結日、それ以外の場合は変更契約日に徴収し、第2回目以降は所定の期日に、上記依頼人の口座から所定の方法により徴収します。但し、上記依頼人の当座貸越契約について期限の利益を失ったときは、信用保証料の残額を即時に徴収します。

協会使用欄

| | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|
| 保証番号 | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|